

# 宮崎市における個別避難計画作成と 避難支援体制構築の取組

～令和4年度 個別避難計画作成モデル事業を通して～

令和5年1月20日

宮崎市 福祉部 福祉総務課

# 宮崎市の背景や取組の概要など

項目	概要
規模など	<p>人口：399,425人（R4.4.1）            避難行動要支援者名簿登載者数：10,171名（R4.3末）            うち情報提供同意者数：8,927名（87.8%）            ※「宮崎市避難行動要支援者名簿に関する条例」により、拒否の意思表示がなければ情報提供に同意したとみなすこととしている。            優先度の高い方（要介護度、身障手帳の等級で判断）3,616名            ※災害ハザードを含めた優先度については、現在協議中</p>
災害	<p>過去の大きな災害：平成17年9月台風第14号            直近の災害：令和4年9月台風第14号            今後、発生が想定・懸念される災害：南海トラフ地震発生にともなう津波被害。            台風、大雨による浸水被害及び土砂災害</p>
人的資源	<p>担当職員数：4名（正職員3名 会計年度1名）            庁内組織体制：福祉総務課福祉防災係【R4年度より新設】（避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所）            地域の人的資源：民生委員児童委員685名、地区社協19団体、自治会719団体、福祉協力員（見守りボランティア）1,692名            民生委員等による見守り活動及び、地区社協が中心となり民生委員、自治会、福祉協力員の見守り情報交換会等が定期的に行われている。            市内22地域自治区に、地域の各団体の代表等で構成された地域協議会が設置されており、地域の課題解決の協議や活動団体間の情報共有が行われている。</p>
その他	<p>指定避難所：（一般）230箇所（福祉）1箇所 協定福祉避難所：119箇所</p>

# 宮崎市のこれまでの取組み

## これまでの宮崎市の取組

避難行動要支援者名簿に基づき、**各地域の避難支援等関係者を中心として一人一人に「個別避難支援計画」を作成、共有**することを推進

⇒地域の実情に合わせた取組であるため、地域ごとの取組に差

※地域自治区ごとの作成率：1%～70% 宮崎市全体の作成率：32.19%（2,113件）

### 避難行動要支援者の地域による避難支援体制の構築

宮崎市では、災害対策基本法と宮崎市地域防災計画に基づき、歩行ができないなどの理由により、災害時に自力での避難が困難と思われる方を「避難行動要支援者」として、名簿を作成して災害時の救助活動や安否確認に活用することとしています。

#### 避難行動要支援者の要件（一例です）

生活の基盤がご自宅にあって、要介護3以上の認定を受けている方、65歳以上のみの世帯で要介護1・2の認定を受けている方、視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能の身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方など

名簿に記載された方々には、日頃の備えとして本人の情報を地域に提供する事について、拒否するかどうかを確認させていただきます。

拒否されなかった場合には、本人の情報を「避難支援等関係者（自治会、民生委員・児童委員など）」に提供します。

#### 避難支援等関係者（地域で避難支援を行う方）

自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、福祉協力員、自主防災組織、消防団、宮崎市社会福祉協議会、地域包括支援センター、警察署、その他

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿の情報を基に、避難行動要支援者の方のご自宅に訪問して、本人の身体の機能や家族の状況を聞き取り、地域からの支援が必要かどうかを確認します。

地域からの支援が必要な場合には、本人や家族の状況や緊急時の連絡先、誰がどのように避難を支援するのかを話し合い、「個別避難支援計画書」を作成します。

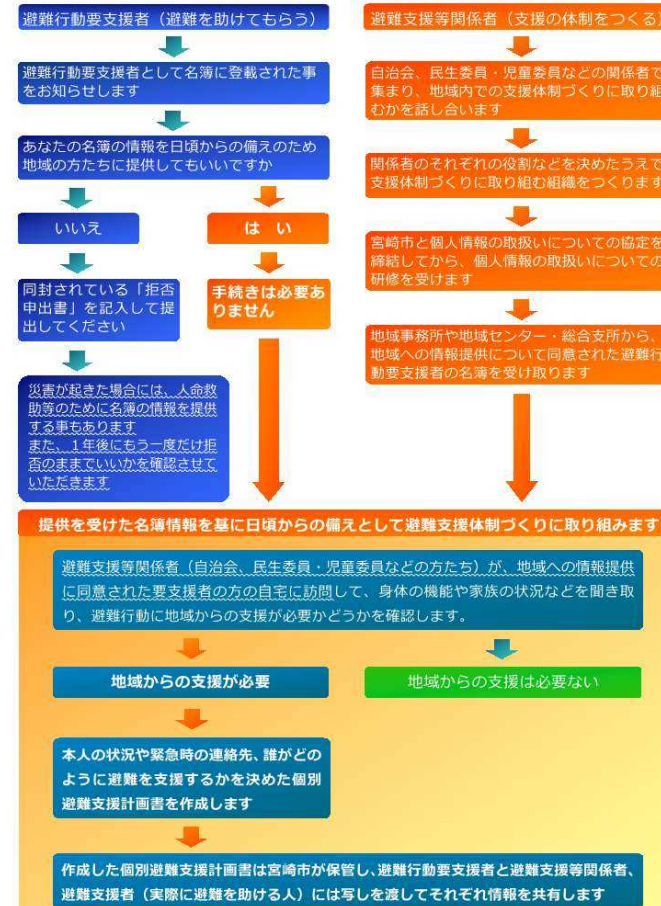
#### 個別避難支援計画書の内容

災害時に必要となる支援を記入したもので、緊急時連絡先と情報伝達の方法、避難支援の方法、避難を支援する避難支援者（隣近所にお住まいの方など）の情報を記載します

この取組により、避難行動要支援者の方々の命が必ず保障されるわけではありませんが、避難の支援をお願いする方々にも「自分と家族の生命の安全と財産が守れる範囲での支援」をお願いしています。

しかしながら、災害時に助からない命を少しでも減らすことができるように、宮崎市はこの取組を推進していきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

避難行動要支援者支援体制の取組の流れは以下のようになっています。



**令和3年5月 災害対策基本法改正**⇒「個別避難計画」作成を市町村に努力義務化

※あわせて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定

### 法改正及び取組指針を受けての宮崎市の取組（令和4年度）

○できるだけ早期に個別避難計画の作成を進めるために**優先度の高い人から作成**する。

→災害ハザードの状況や心身の状況、独居等の居住実態等によって、個別避難計画作成の優先度を判断するため、関係部局との協議

○個別避難計画の作成は、本人の心身の状況や生活実態を把握している**福祉専門職や様々な関係者と連携して取組む。**

→今後、個別避難計画作成を福祉専門職と連携して取り組むために「個別避難計画作成モデル事業」を市内2地区で実施



## 令和4年度 宮崎市の具体的な取組

### ①モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

・都市部である憶地域と、海岸部で昨年度に土砂災害にあった青島地域の2地区をモデル地区とし、福祉専門職が作成した「個別避難計画」を活用した共助のあり方について地域の避難支援等関係者を構成員とする検証委員会で協議を行う。

→これまでの取組を振り返るとともに、今後の福祉専門職と連携した支援体制の構築について、実際に作成した個別避難計画を確認しながら協議を進める。地域の実情（地域住民の関係性や災害の特性）に合わせた避難支援体制と活動の持続性を構築することを目指す。



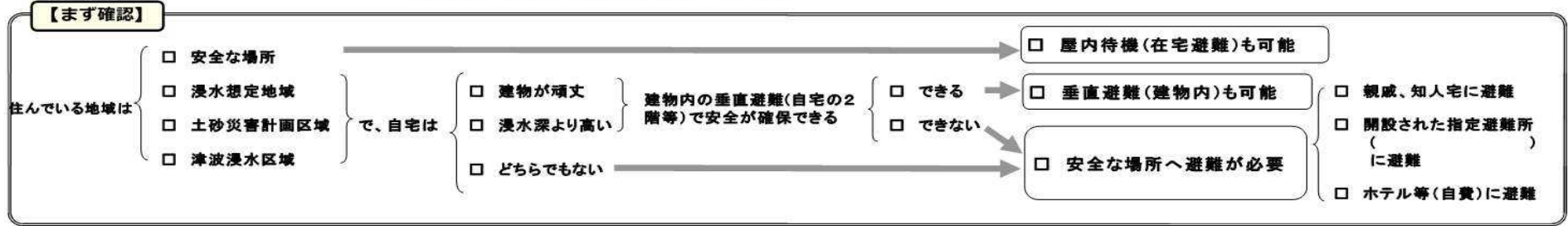




# 令和4年度 宮崎市の具体的な取組

※自助を高める手段として、災害時タイムラインを個別避難計画の裏面に記載

災害時タイムライン(本人・家族 記入面) ※わからないところは空欄のまま大丈夫です。



【マイ・タイムライン】

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報		自主避難など注意の呼びかけ	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
気象情報	大雨	早期注意報	大雨・洪水警報		大雨特別警報等
	風	強風注意報	暴風警報 (暴風となる6~3時間前程度)		
	河川の氾濫	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報 (数時間~1時間前程度)	
	土砂災害			土砂災害警戒情報 (土砂災害の危険度が高まる最大2時間前程度)	
行動のめやす	家族やケアマネジャー等の避難支援者等と、避難をする場合の行動を確認		自宅外へ避難が必要な場合は避難開始	避難指示時には、危険な場所から全員避難	既に重大な災害が発生している状況。 直ちに命を守る最善の行動をとる。
私と家族がとる行動					
記入例	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難時持ち出し品の確認</li> <li>避難をする相手先(親戚宅等)と連絡をとる。</li> <li>避難の手段を確認</li> <li>自宅内の安全な場所を確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇〇へ避難開始</li> <li>市からの避難所開設情報等を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険な場所から避難</li> <li>自宅内の安全な場所へ避難</li> </ul>	

【避難が長くなった場合に困る事】

生活上の困りごと
健康上の困りごと

【災害時に助けてほしいこと】

避難情報など、災害の情報を教えてほしい

避難する場合に手助けをしてほしい

その他( )

【あなたの避難を支援する人(避難支援者)】

氏名(関係)	住所	電話番号
( )		
( )		
( )		

避難するときに持っていくもの

## 令和4年度 宮崎市の具体的な取組

### ③庁内関係部局及び庁外関係機関との連携強化

・災害対策基本法の改正に伴う「要配慮者避難支援プラン」の改定について、庁内関係各課、庁外関係機関と協議を行い、要配慮者の避難支援についての連携を深める。

→これまでの会議（1月までに担当者会を5回、策定委員会を3回実施）を通して、連携の強化が図られているが、今後、継続していくための仕組みづくりが必要。





### ●福祉専門職との連携のあり方（協力体制の構築）

- ・モデル事業へ参加意向確認を市内全事業所への実施 → 「参加可能」事業所は1割程度  
「参加不可」の理由としては「モデル地区に担当している要支援者がいない」「業務多忙により、対応困難」等
- ・事業所への個別説明を実施すると、制度に対しては否定的ではない事業所が大半



### 個別避難計画作成に対する負担の軽減と制度の周知が必要

→個別避難計画作成のタイミング（ケアプラン作成時やモニタリング実施時等とする。）

事業所への説明会の実施。庁内における事業所支援体制の構築。

### ●避難行動要支援者の地域との関係構築

・心身の状況が重く、優先度の高い要支援者について、地域との関係性が希薄な場合が多数ある。

地域の避難支援等関係者（自治会、消防団等）もどのように対応していいか分からない。（名簿の共有だけでは不十分）。福祉専門職も、地域との関係の必要性は感じている。



### 個別避難計画作成・共有を通して地域との関係性構築を模索

→個別避難計画作成時に「共助」の必要性を説明。地域の避難支援等関係者と個別避難計画の情報を共有することで、地域との関係性構築のきっかけとする。

### ●関係部局、関係機関との連携体制

・「宮崎市要配慮者避難支援プラン」改定を通じた関係部局・関係機関との協議において、共通理解が図られている。

→来年度以降も連携体制を持続するための体制づくり（協議会設置などの検討）